

コロナ禍における避難所開設・運営について

1. 基本的考え

全国的に感染が拡大した新型コロナウイルスは、緊急事態宣言に伴う外出自粛の対応等で、久留米市においても現在、感染者の発生が一定抑えられた状況にある。

しかしながら出水期に入り、豪雨に伴う「避難情報の発令」、「避難所の開設」が懸念される中で、今後新型コロナウイルスの第2波が発生することも考えられる。

久留米市においては、これらの状況や、国の通知、県の避難所運営マニュアルを鑑み、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた今年度の避難所の開設・運営は、以下の方針で対応したい。

2. 避難所での感染症対策（通年）

①「在宅避難」、「分散避難」の推奨

- ・避難所での感染拡大を回避するため、住民に対し「在宅避難」や「分散避難」ができないか事前確認を促す。（「Web版ハザードマップ」などを活用）

②3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・避難者世帯間のスペース確保に努める（1人当たり4㎡、通路2mを確保）
- ・定期的な「換気」や「消毒」の実施

③衛生対策の徹底

- ・入所時を含め、定期的な「検温・問診」を行い、体調不良者は「特定避難所」等へ誘導（特定避難所は、各校区の避難所とは別に、市内の数箇所に開設予定）
- ・避難所での手洗い、マスク着用、消毒等の徹底

④感染者（疑い含む）の隔離

- ・ウイルス感染者は、保健所の管理のもと「指定医療機関」や「指定ホテル」への避難を基本とする。
- ・自宅待機を要請している濃厚接触者等の避難については、保健所と事前協議の上別途対応する。

3. 避難所の開設

【現状の方針：6月～】

現在は、緊急事態宣言が解除され通常の社会活動が再開し始めていることから、上記の感染症対策を行った上で、「通常の施設の開設」、「従事体制」により運営するが、災害や避難者の状況に応じて、速やかに第2、第3の避難所を開設する。

【コロナ感染拡大による非常時】

今後、コロナ第2波により感染リスクが高まった場合の避難所開設は、「非常時」として以下の対応とする。 ※非常時は「市長記者会見」やHPで市民に周知する

- ・できるだけ広いスペースが確保できる施設（小学校体育館など）を選択し開設
- ・各校区1カ所の開設を基本とするが、状況に応じて複数避難所を開設